

平成28年分 申告相談のお知らせ

税務課 ☎42-5614

平成28年分住民税（市県民税）の申告相談を行います。
 平成29年1月1日現在、安芸高田市にお住いの方で該当される方は、最寄りの相談会場で平成28年分の収入などを申告してください。
 なお、相談期間中は所得税の「確定申告」の申告相談も受け付けています。必要書類をそろえて会場までお越しください。

●申告相談日程

18～19ページをご確認ください。
 ※3月5日（日）、3月12日（日）は混雑が予想されます。できる限り割り当てられた日に申告をお願いします。
 ※郵送での申告も可能です

申告が必要と思われる方に「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」と「申告の手引き」を送付いたします。「申告の手引き」を参考にされ、なるべく自書による申告をしてください。

●申告が必要な方

- 農業、商工業、不動産などの収入のあった方
- 給与支払報告書が勤務先から安芸高田市へ未提出の方
- 給与以外の収入（農業、年金など）のあった方

- 年金以外の収入（農業、不動産など）のあった方
- 医療費控除など年末調整で控除されていない控除を受ける方
- 国民健康保険に加入されている方

●申告に必要な主な書類など

- 印鑑
- 給与の源泉徴収票
- 公的年金の源泉徴収票
- 農業収支内訳書および収入、支出の金額等がわかるもの（領収書・預金通帳など）
- 生命保険等の満期の場合は、保険会社が発行した証明書
- 公共事業で土地等を売却した場合、買い取り等の証明書等
- 生命、地震保険料の支払証明書
- 社会保険料などの支払証明書または領収書
- 医療費控除のための領収書

- 障害者手帳（証明書）
- 寄附金控除を受けようとする場合は、寄附先が発行した領収書・控除証明書等
- 所得税の還付を受ける場合には、申告される人の預金通帳など口座情報の分かるもの

●書類の事前集計をお願いします

- 医療費控除の申告をする方は、平成28年中に支払った医療費の金額の集計
- 営業、農業、不動産所得がある方は、「収支内訳書」の作成
- 総合課税の配当所得のある方で支払通知書が多い場合は、税引前の支払金額、所得税、住民税の集計 ※混雑の状況により、事前作成された方の対応を優先する場合があります。

●次のような特殊な申告は、税務署にご相談ください

- 青色申告書
- 住宅の新築等による住宅借入金等特別控除の適用1年目の申告書
- 平成27年分以前の申告書
- 雑損控除や災害減免、外国税額控除の申告
- 相続または贈与等に係る所得の申告
- 譲渡所得などの分離課税の申告書（給与や年金、農業などの総合課税の所得と分離して税額を計算するもの）

（例）①土地・建物の売却所得があるもの（公共事業による収用を除く）
 ②株式等の譲渡損失があり、前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの
 ③山林所得があるもの
 ※税務署で所得税の確定申告をされる方は、安芸高田市への申告は不要です。

※確定申告書の控えに税務署の收受日付印が必要な場合は、宛名を記入し切手を貼った返信用の封筒を準備してください。

●国民健康保険の加入者の方

○収入が無いときでも必ず申告してください。申告がないと税の軽減措置が行われないなど、不利益を受けることがあります。

受けることがあります。
 ○確定申告用の納付証明書が必要な場合、運転免許証・公的医療保険

の被保険者証などを持参の上、役所税務課又は各支所窓口係で証明書の交付申請をしてください。

吉田税務署から確定申告のお知らせ

吉田税務署 ☎42-0008

◆平成28年分の確定申告・納期限

〈所得税・贈与税〉3月15日（水）まで

〈消費税・地方消費税（個人事業者）〉3月31日（金）まで

◆申告会場 吉田税務署2階

受付時間：8時30分～16時
 相談時間：9時～17時

◆振替日

※なお、土日、祝日は業務を行っていません。
 〈所得税〉4月20日（木）

〈消費税・地方消費税（個人事業者）〉4月25日（火）

◆確定申告に関する一般的なご相談について

「確定申告テレフォンセンター」をご利用ください。
 税務署に電話をかけると音声ガイダンスでご案内しますので「0（ゼロ）」番を選択してください。

◆社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に伴う留意点

平成28年分の確定申告書には、「マイナンバー（12桁）の記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」について、ご協力をお願いします。
 なお、e-Taxをご利用の場合は、「本人確認書類の提示又は写しの添付」は不要です。



申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

- ①書面申告書を郵送で提出すれば ②24時間、ご利用できます。
- 税務署に出向く必要がありません。 ③計算誤りのない申告書を作成できます。
- (e-Taxでの送信も可能です。) ④データを保存すれば翌年にも利用できます。

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カード
- ・マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれか1つ）



《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ

本人確認書類

マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年分以降の申告書には「マイナンバー（12桁）」を記載していただくことになりました。それにあわせ、申告者ご本人へのなりすまし等の不正行為を防止するため、本人確認をさせていただきます。市民の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、ご来場の際は、本人確認書類をお持ちいただきますようご理解とご協力をお願いします。

また、申告書に扶養親族や控除対象配偶者などの氏名を記載する場合、扶養親族等のマイナンバーも記載していただきますので、あらかじめメモなどしてご来場ください（なお、扶養親族等の本人確認書類は不要です）。



平成28年分以降の申告書の提出の際には
 マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付にご協力をお願いします。

本人確認のご協力を
 お願いします。